

障害者活躍推進計画

機関名	入善町、入善町議会、入善町選挙管理委員会、入善町監査委員、入善町教育委員会
任命権者	入善町長、入善町議会議長、入善町選挙管理委員会、入善町代表監査委員、入善町教育委員会
計画期間	令和2年4月1日～令和7年3月31日（5年間）
計画策定の趣旨	<p>平成30年に、国及び地方公共団体の機関（以下「公務部門」という。）の多くの機関において障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況が明らかとなった。</p> <p>このような事態から、公務部門においては民間の事業主に対して率先垂範する観点からも、法定雇用率の達成に留まらず、障害者雇用を継続的に進めることができるよう障害者の活躍の推進が必要とし、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「法」という。）を改正し、障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）を作成することが義務付けられた。</p> <p>本町においても法の趣旨に則り、障害者雇用の推進を図ることとし、令和2年度から6年度までの5年間を推進期間として、「障害者活躍推進計画」を策定するもの</p> <p>なお、入善町における各機関については、一体の雇用管理を行っているため、町長部局と連携して障害者雇用に関する各種取組を実施する。</p>
障害者雇用に関する課題	<p>本町においては、これまでににおいても法を順守し、障害者雇用における適切な措置を講じてきたところであるが、法施行令の規定により、「令和3年4月より前に法定雇用率が0.1%の引き上げが行われること」や、「令和5年4月1日までに法定雇用率の見直しを検討すること」とされており、本町においても今後における更なる障害者雇用の拡充の必要性が見込まれるところであり、引き続き、障害者の継続的雇用に努めることに加えて、障害者の活躍を推進するための環境整備等必要な措置を講じることが課題とされる。</p>
目標	
① 採用に関する目標	<p>【実雇用率】（各年6月1日時点） （各年度）当該年6月1日時点の法定雇用率以上 （評価方法）毎年の任免状況通報により把握・進捗管理</p>
② 定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、前年度採用者の定着状況を把握・進捗管理</p>

取組内容	
(1) 障害者の活躍を推進する体制整備	
① 組織面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。 ○障害者である職員が相談しやすい体制となるよう、職業生活に関する相談に応じる総務担当職員や、健康相談に応じる産業医又は被雇用者の配属先の職員、あるいは、既任用中の障害者である職員に対して参画を求めるなどにより、内容に応じた相談先を確保する。 ○相談先については、個別周知を行うなど、障害者である職員への丁寧な周知を行う。
② 人材面	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者職業生活相談員の選任が必要な場合は、その選任された者（選任予定の者を含む。）全員について、富山労働局が開催する障害者職業生活相談員資格認定講習を受講させる。 ○新任職員研修等の場を活用して、職員に対して障害に関する理解促進や啓発、支援のための研修を実施する。
(2) 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	<ul style="list-style-type: none"> ○障害者からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。 ○新規採用、部署異動又は定期的な面談を行い、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。
(3) 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
① 職務環境	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎的環境整備として、本庁舎ではエレベーターは設置済であるが、障害者である職員からの要望を踏まえ、可能な環境整備を検討する。 ○障害者である職員からの要望を踏まえ、作業マニュアルのカスタマイズ化やチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。 ○新規に採用した障害者については定期的な面談により必要な配慮等を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障害者からの要望を踏まえつつも、職場の過重な負担にならない範囲で適切に実施する。
② 募集・採用	<ul style="list-style-type: none"> ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 <ul style="list-style-type: none"> ・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(4) その他	
	<ul style="list-style-type: none"> ○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。